

2001年7月19日
(平成13年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 山本章

藤沢市児童虐待防止実務者ネットワーク業務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外利用すること及び目的外利用することに伴う本人通知の省略並びに外部提供すること及び外部提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2001年（平成13年）7月19日付けで諮問された、藤沢市児童虐待防止実務者ネットワーク業務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外利用すること及び目的外利用することに伴う本人通知の省略並びに外部提供すること及び外部提供することに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報保護条例第8条第2項第4号の規定による本人以外のものからの収集の必要性を認める。
- (2) 同条例第9条第1項第4号の規定による目的外利用の必要性を認める。
- (3) 同条例第9条第2項第4号の規定による外部提供の必要性を認める。
- (4) 同条例第8条第3項第2号及び第9条第3項の規定による本人に通知しないことの合理的理由があると認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、藤沢市児童虐待防止実務者ネットワーク業務に係る個人情報を本人以外のものから収集、目的外利用及び外部提供する必要性並びに本人に通知しないことの合理的理由は、次のとおりである。

(1) 本業務の概要について

児童や子育てを取り巻く問題の中で、児童虐待は最も大きな課題である。平成12年度に神奈川県中央児童相談所に寄せられた相談件数は124件で、そのうち55件が藤沢市に該当するものであった。また虐待が児童に与える影響は深刻であり、生命の危険は言うまでもなく、心理的な後遺症が社会問題となっている。そこで、児童虐待の防止等に関する法律第4条第1項を根拠として、虐待に関する情報の収集や事例の研究、ネットワークの構成員を中心とした援助活動チームによる援助活動、見守り体制づくりの検討・実施を主な業務とした藤沢市児童虐待防止実務者ネットワークを発足させた。

(2) 本人以外のものから収集、目的外利用並びに外部提供する必要性について

ア 児童虐待の通報は本人以外の者からの場合が多く、対応にあたっては本人感情に十分配慮しなければならない。また、児童虐待への対応は保護者等へのファーストアプローチが最も重要であることから、本人以外のものから客観的な情報を収集する必要性がある。

イ 児童虐待の要因は、家庭環境や子どもを取りまく環境等多岐に渡っている。迅速かつ的確な対応を図るためにも、関係各課に既にある情報を目的外利用する必要性がある。

ウ 虐待があった際の立入調査や児童の一時保護等は、神奈川県中央児童相談所が行う。また見守り体制においては、幼稚園や子育て支援センターなどネットワーク構成員である関係機関が行うので外部提供する必要性がある。

(3) 本人に通知しないことの合理的理由について

ア 本業務における個人情報の本人が虐待者である保護者の場合には、児童を保護したり、見守り体制を構築するうえで、本人通知することが、業務の目的そのものを失ってしまうことから、当該本人に通知しないことの合理的理由がある。

イ 本業務における「児童」とは、児童福祉法第4条の「満18歳に満たない者」を対象としている。本業務における個人情報の本人が被虐待児である場合には、児童の弁識能力を考慮し、15歳以上の児童に対しては本人通知の必要性があると考えられる。ただし、ケースによっては業務の目的そのものを失ったり、本人の不利益になることが想定されることから、個別に判断したうえで、本人通知するものとする。15歳未満の児童に対しては、一般的に弁識能力がないと判断することから、本人に通知しないことの合理的理由がある。

3 審議会の判断理由

(1) 本人以外のものから収集、目的外利用並びに外部提供する必要性について

児童虐待の通報は本人以外の者からの場合が多く、また、児童虐待の要因が多岐に渡っていることを考慮すると、虐待者及び被虐待児への実際的な対応にあたっては、個人情報を含めた正確な情報の収集が必要不可欠であることから、本人以外のものから収集、目的外利用並びに外部提供することの必要性は認められる。

(2) 本人に通知しないことの合理的理由について

本業務において、個人情報の本人が虐待者である保護者の場合には、業務の目的を失ってしまうことから、当該本人に通知しないことの合理的理由があると認められる。また、個人情報の本人が被虐待児である場合には、弁識能力の有無を考慮し、15歳以上の児童に対しては、個別具体的に本人通知の判断をし、15歳未満の児童に対しては、本人に通知しないことの合理的理由があると認められる。

4 審議会の意見

本業務においては、外部提供する情報や提供先が個々のケースにより異なることを勘案すると、本業務に携わるネットワーク構成員に対して、基本的人権の侵害を防止するために、個人情報の取扱いに関する規則を定めるべきである。

以 上